

# N I S A（少額投資非課税制度）に係る 非課税口座開設届出書等の提出について

当金庫の「非課税口座約款」の「2. 非課税口座開設届出書等の提出等（1）」における「当金庫が別途定める日」（非課税の特例の適用を受けるための各種書類のご提出期限）は、非課税の特例の適用を受けようとする年に  
応じ、原則として以下のとおりとします。

ご不明な点がございましたら、当金庫窓口までご相談ください。

非課税の特例を受けようとする年	ご提出期限
2023年	随時受付 ※受付が12月上旬以降になると、当年中に非課税扱いでの買付ができない場合がございます。